

千曲市立地適正化計画

都市再生特別措置法（第 88 条第 1 項及び第 2 項、第 108 条第 1 項及び第 2 項、
第 108 条の 2 第 1 項）に基づく

届出の手引



2017 年	2 月	10 日	初版
2017 年	3 月	10 日	改訂
2018 年	2 月	26 日	改訂
2018 年	8 月	7 日	改訂
2021 年	8 月	27 日	改訂
2025 年	3 月	31 日	改訂

目 次

■はじめに

1. 立地適正化計画とは	1
2. 立地適正化計画の基本イメージ	1

■居住誘導区域外の届出制度について

1. 居住誘導区域とは	2
2. 届出制度の内容	2
3. 届出の対象となる行為	3
4. 届出が不要な行為	3
5. 届出書類	4

■誘導施設の届出制度について

1. 都市機能誘導区域とは	5
2. 誘導施設とは	6
3. 届出制度の内容	6
4. 届出の対象となる行為	6
5. 届出が不要な行為	6
6. 届出が必要な誘導施設	7
7. 届出書類	8
8. 休廃止に関する届出	9
9. よくあるご質問	10

参考資料（区域図、届出書）

はじめに

1. 立地適正化計画とは

立地適正化計画（以下「本計画」と言います。）とは、市町村が作成する都市計画分野の基本計画で、居住地、医療施設・福祉施設・商業施設、公共施設など、都市の生活に必要な施設の基本的な配置等を定めるものです。

近年、急激な人口減少や少子高齢化の進展に加え、公共施設・都市インフラの老朽化や大規模災害への備えなど、まちづくりに求められる課題は多様化しています。こうした課題に対応するためには、「コンパクトシティ（医療・福祉・商業など日常生活に必要な機能が集まる拠点同士を、鉄道やバスなどの公共交通により連携した集約型の都市構造）」の実現に向けた取り組みを推進していく必要があります。

本計画は、「コンパクトシティ」の考え方を推進するとともに、行政・市民・民間事業者が一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組み、持続可能な地域社会を形成していくための土台となるものです。

千曲市では、人口減少に即した効率的な都市構造を構築することにより、市民の財政負担をできる限り抑え、市民サービスの低下を防ぐとともに、10年先、20年先も市民が暮らしやすいまちを実現していくため、平成29年3月31日に本計画を策定しました。

また、本計画の改定（令和7年3月31日）に伴い、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の見直しと誘導施設を追加しました。

2. 立地適正化計画の基本イメージ

本計画では、住民の居住を誘導する「居住誘導区域」と、生活サービスを誘導する「都市機能誘導区域」を定め、都市機能誘導区域には、その区域に誘導する施設（以下「誘導施設」といいます）を定めています。

本計画の策定以降は、法第88条第1項及び2項、第108条第1項及び2項、第108条の2第1項の規定に基づき、**特定の行為については届出が義務付け**られます。

なお、本届出制度は開発行為、建築等行為を規制するものではありませんが、届出をしない、または、虚偽の届出をして届出対象行為を行った場合は、都市再生特別措置法第130条の規定により罰金に処される場合があります。

【問合せ先】千曲市 建設部 都市計画課 計画係

電話：026-273-1111（代） FAX：026-273-1517

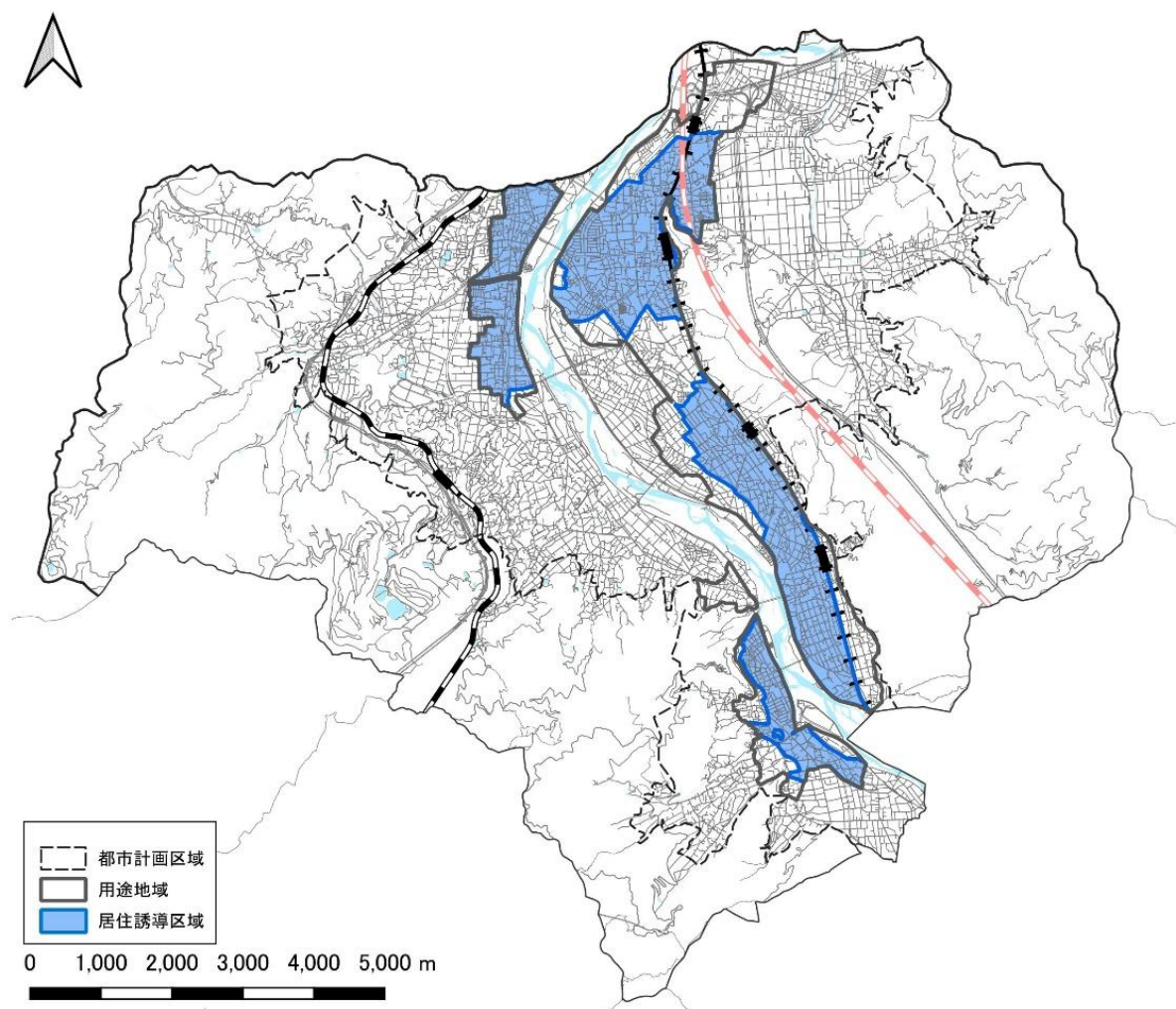
E-mail：tosikei@city.chikuma.lg.jp

※様式等は千曲市のHP（都市計画課内）で公開しています。

居住誘導区域外の届出制度について

1. 居住誘導区域とは

居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても一定の人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導しようとする区域を指します。千曲市の居住誘導区域は下図の区域となります。（詳細図は、参考資料P.13～17参照）



2. 届出制度の内容

法第88条第1項の規定に基づき、**居住誘導区域外において**、次に記す行為を行おうとする場合には、行為に着手する日の**30日前**までに、市長への届出が必要となります。

3. 届出の対象となる行為

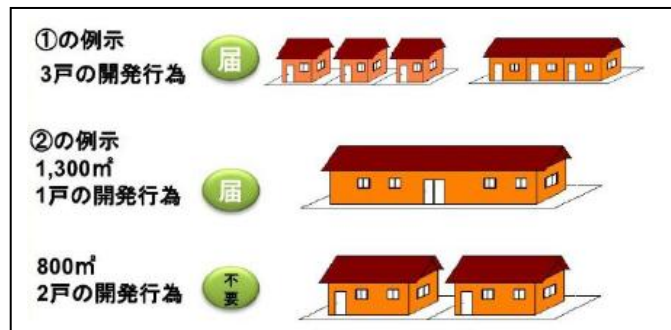
都市計画区域のうち、居住誘導区域外で以下の開発行為や建築等行為を行う場合。

(1) 開発行為

○3戸以上の住宅の建築目的の開発行為

○1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

例)



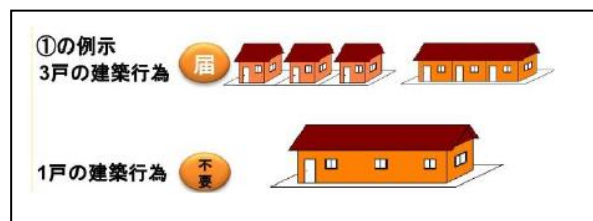
*「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいいます。

(2) 建築等行為

○3戸以上の住宅を新築しようとする場合

○建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

例)



(3) 届出内容を変更する場合

(1)、(2)の届出内容を変更する場合も、変更に係る行為に着手する日の30日前までに事前届出が必要です。

4. 届出が不要な行為

以下の行為については、届出の必要はありません。(法第88条第1項、法施行令第27条、28条)

- ①住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ②「①」の住宅等の新築
- ③建築物を改築し、又はその用途を変更して「①」の住宅等とする行為
- ④非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ⑤都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為

5. 届出書類

(1) 開発行為の場合

○届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙1

○添付図書

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 縮尺1,000分の1以上
- ・設計図 縮尺100分の1以上
- ・その他参考となる事項を記載した図書

(2) 建築等行為の場合

○届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙2

○添付図書

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面 縮尺100分の1以上
- ・住宅等の2面以上の立面図及び各階平面図 縮尺50分の1以上
- ・その他参考となる事項を記載した図書

(3) (1)、(2) の届出を変更する場合

○届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙3

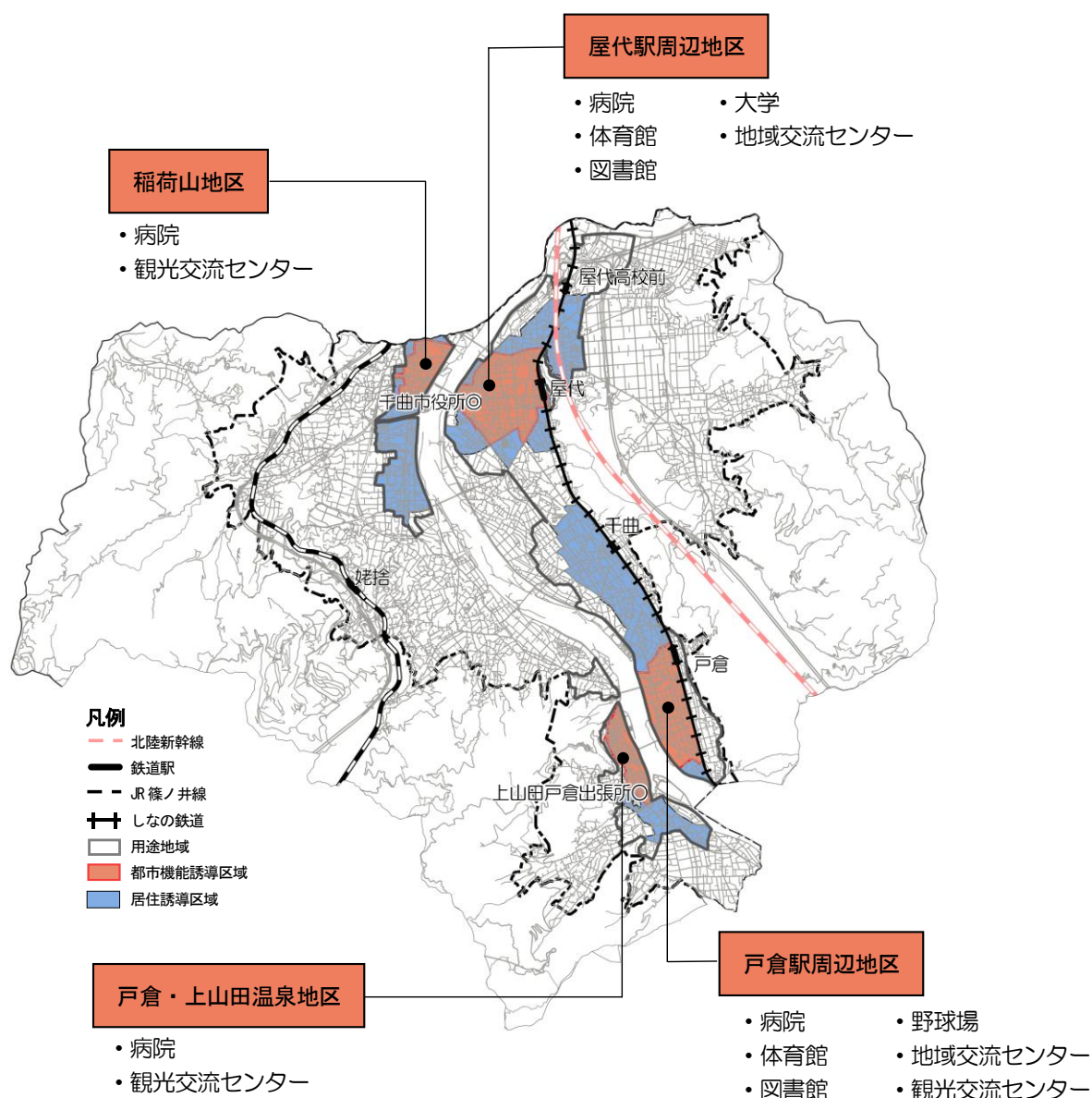
○添付図書・・上記のそれぞれの場合と同じ

※各届出手続きを代理の方が提出する場合は、委任状をご用意ください。(様式任意)

誘導施設の届出制度について

1. 都市機能誘導区域とは

都市機能誘導区域とは、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域であり、居住誘導区域内に設定します。千曲市では、下図に示す4箇所を設定しています。（詳細図は、参考資料P.18～22参照）



2. 誘導施設とは

都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能を増進させる施設を言います。誘導施設は、都市機能誘導区域ごとにP5の図にあるとおり、それぞれ設定しています。

3. 届出制度の内容

法第108条第1項の規定に基づき、**都市計画区域内において**、次に記す行為を行おうとする場合には、行為に着手する日の**30日前**までに、市長への届出が必要となります。

4. 届出の対象となる行為

都市計画区域内に、誘導施設を立地しようとする場合。

ただし、**都市機能誘導区域内で、それぞれの区域に定められた誘導施設を立地しようとする場合は不要**です。

(1) 開発行為

○誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

(2) 建築等行為

○誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合

○建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合

○建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

(3) 届出内容を変更する場合

(1)、(2)の届出内容を変更する場合も、変更に係る行為に着手する日の30日前までに事前届出が必要です。

5. 届出が不要な行為

以下の行為については、届出の必要はありません。(法第108条第1項、法施行令第35条、36条)

①本計画に記載された誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為

②「①」の誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築

③建築物を改築し、又はその用途を変更して「①」の誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為

④非常災害のため必要な応急措置として行う行為

⑤都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為

6. 届出が必要な誘導施設

届出が必要な誘導施設は、以下のとおりです。下表の地区内に誘導施設は、届出が必要になります。

誘導施設	地区名				都市機能 誘導区域外
	屋代駅周辺	稲荷山	戸倉駅周辺	戸倉 上山田温泉	
病院 医療法第1条の5に定める 「病院」で内科または外科を有する もの					必要
体育館 延床面積3,000㎡以上のもの		必要		必要	必要
図書館 図書館法第2条第1項に定めるもの		必要		必要	必要
野球場 公認野球場の規格に準じたもの	必要	必要		必要	必要
大学 学校教育法第1条に定めるもの		必要	必要	必要	必要
地域交流センター 地域住民の相互交流を目的とした、 文化・交流などの都市活動・コミュ ニティ活動を支える地域活性化の拠 点となる施設		必要		必要	必要
観光交流センター 地区を訪れる観光客への観光案内や 観光客と地域住民のための施設	必要				必要

7. 届出書類

(1) 開発行為の場合

○届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙4

○添付図書

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 縮尺1,000分の1以上
- ・設計図 縮尺100分の1以上
- ・その他参考となる事項を記載した図書

(2) 建築等行為の場合

○届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙5

○添付図書

- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面 縮尺100分の1以上
- ・建築物の2面以上の立面図及び各階平面図 縮尺50分の1以上
- ・その他参考となる事項を記載した図書

(3) (1)、(2) の届出を変更する場合

○届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙6

○添付図書・・上記のそれぞれの場合と同じ

※各届出手続きを代理の方が提出する場合は、委任状をご用意ください。(様式任意)

8. 休廃止に関する届出

都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止し、又は廃止しようとする場合は、その30日前までに市への届出が必要になります。

届出が必要となる場合は、以下のとおりです。

誘導施設	地区名				都市機能 誘導区域外
	屋代駅周 辺	稲荷山	戸倉駅周辺	戸倉 上山田温泉	
病院 医療法第1条の5に定める 「病院」で内科または外科を有する もの	必要	必要	必要	必要	
体育館 延床面積3,000㎡以上のも	必要		必要		
図書館 図書館法第2条第1項に定めるもの	必要		必要		
野球場 公認野球場の規格に準じたもの			必要		
大学 学校教育法第1条に定めるもの	必要				
地域交流センター 地域住民の相互交流を目的とした、 文化・交流などの都市活動・コミュ ニティ活動を支える地域活性化の拠 点となる施設	必要		必要		
観光交流センター 地区を訪れる観光客への観光案内や 観光客と地域住民のための施設		必要	必要	必要	

○届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙7

9. よくあるご質問

Q. 誘導区域はどこで確認ができますか。

⇒市ホームページに掲載の「千曲市立地適正化計画」や、都市計画課窓口、電話などでご確認いただけます。

Q. 届出書の様式はどこで入手できますか。

⇒千曲市ホームページからダウンロード可能です。

Q. 届出書は何部必要ですか。

⇒1部提出してください。

Q. 必要な届出をしなかった場合、罰則はありますか。

⇒届出をしないで、または虚偽の届出をして開発行為・建築等行為を行った場合は、30万円以下の罰金に科せられる場合があります。（都市再生特別措置法第130条）

Q. 届出者は誰になりますか。また、代理人による届出は可能ですか。

⇒開発行為については開発許可申請者、建築行為については建築主が届出をしてください。委任を受けた代理人が手続きを行うことは可能ですが、委任状（様式任意）が必要になります。

Q. 届出後、市から通知はありますか。

⇒受理通知書の発行はしておらず、通常は届出後に市から通知などを行うことはありません。

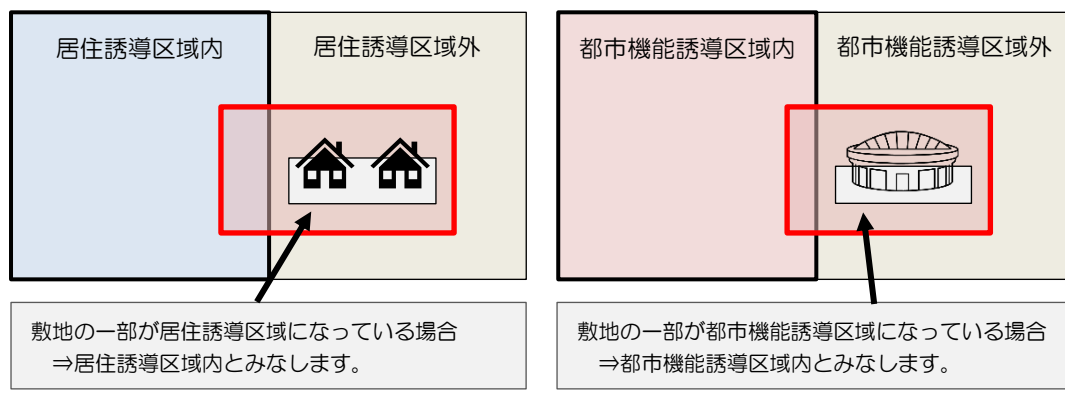
Q. 届出に変更が生じた場合、どのようにすればよいですか。

⇒変更に係る行為に着手する30日前までに所定の様式により届出を行ってください。

Q. 敷地が誘導区域内外にわたる場合、届出は必要ですか。

⇒敷地の一部でも誘導区域内であれば、開発行為及び建築等行為の届出は不要です。一方、誘導施設の休止・廃止に関しては、敷地の一部でも誘導区域内であれば、届出が必要です。

■敷地が誘導区域の境界に係る場合の取り扱いについて



Q. 今後、誘導区域や誘導施設が変更されることはありますか。
⇒立地適正化計画は必要に応じて見直しを行います。これにより、誘導区域や誘導施設が変更となる場合があります。
Q. 届出の対象となる「住宅」とはどのようなものですか。
⇒「住宅」とは、一戸建て住宅、長屋、共同住宅、兼用住宅を指します。詳しくは、建築基準法における住宅の取り扱いを参考にしてください。なお、寄宿舍や老人ホームは届出の対象外です。
Q. 都市機能誘導区域外には誘導施設に位置付けられた施設は立地できなくなりますか。
⇒都市機能誘導区域外に誘導施設を立地する場合は、届出の対象となりますが、建築そのものが規制されるものではありません。
Q. 複合施設において、一部に「誘導施設」を含む場合は届出の対象となりますか。また、複数の「誘導施設」を有する場合は、それぞれ届出が必要ですか。
⇒一部でも「誘導施設」を有する場合は届出の対象となります。複数の「誘導施設」を有する場合は、届出は1つで結構ですが、建築物の用途の欄に届出対象となる全ての誘導施設名を記載してください。
Q. 休止と廃止の違いはなんですか。
⇒再開の意思がある場合は休止、再開の意思がない場合は廃止としています。
Q. 休止の届出が必要となる休止期間はどれくらいですか。また、建て替え・改築などで休止の場合も届出は必要ですか。
⇒法令などの定めはありませんが、目安として3か月以上休業する場合は、休止届の提出をお願いします。建て替え・改築などで休止の場合においても、同様の届出が必要になります。
Q. 誘導施設を廃止（休止）し、別事業者が同じ用途で建築物（敷地）を使用する場合にも届出が必要ですか。
⇒届出が必要です。届出書に休廃止後の建築物の使用予定を記載する項目がありますので、休廃止後の使用について決まっている場合は記載してください。

参考資料

1. 居住誘導区域（全体図）	13
1.1. 居住誘導区域詳細①	14
1.2. 居住誘導区域詳細②	15
1.3. 居住誘導区域詳細③	16
1.4. 居住誘導区域詳細④	17
2. 都市機能誘導区域（全体図）	18
2.1. 都市機能誘導区域<屋代駅周辺地区>	19
2.2. 都市機能誘導区域<稲荷山地区>	20
2.3. 都市機能誘導区域<戸倉駅周辺地区>	21
2.4. 都市機能誘導区域<戸倉・上山田温泉地区>	22

届出書

別紙1	開発行為届出書	23
別紙2	住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途 を変更して住宅等とする行為の届出書	24
別紙3	行為の変更届出書	25
別紙4	開発行為届出書	26
別紙5	誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築 し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築 物とする行為の届出書	27
別紙6	行為の変更届出書	28
別紙7	誘導施設の休廃止届出書	29

1. 居住誘導区域《全体図》

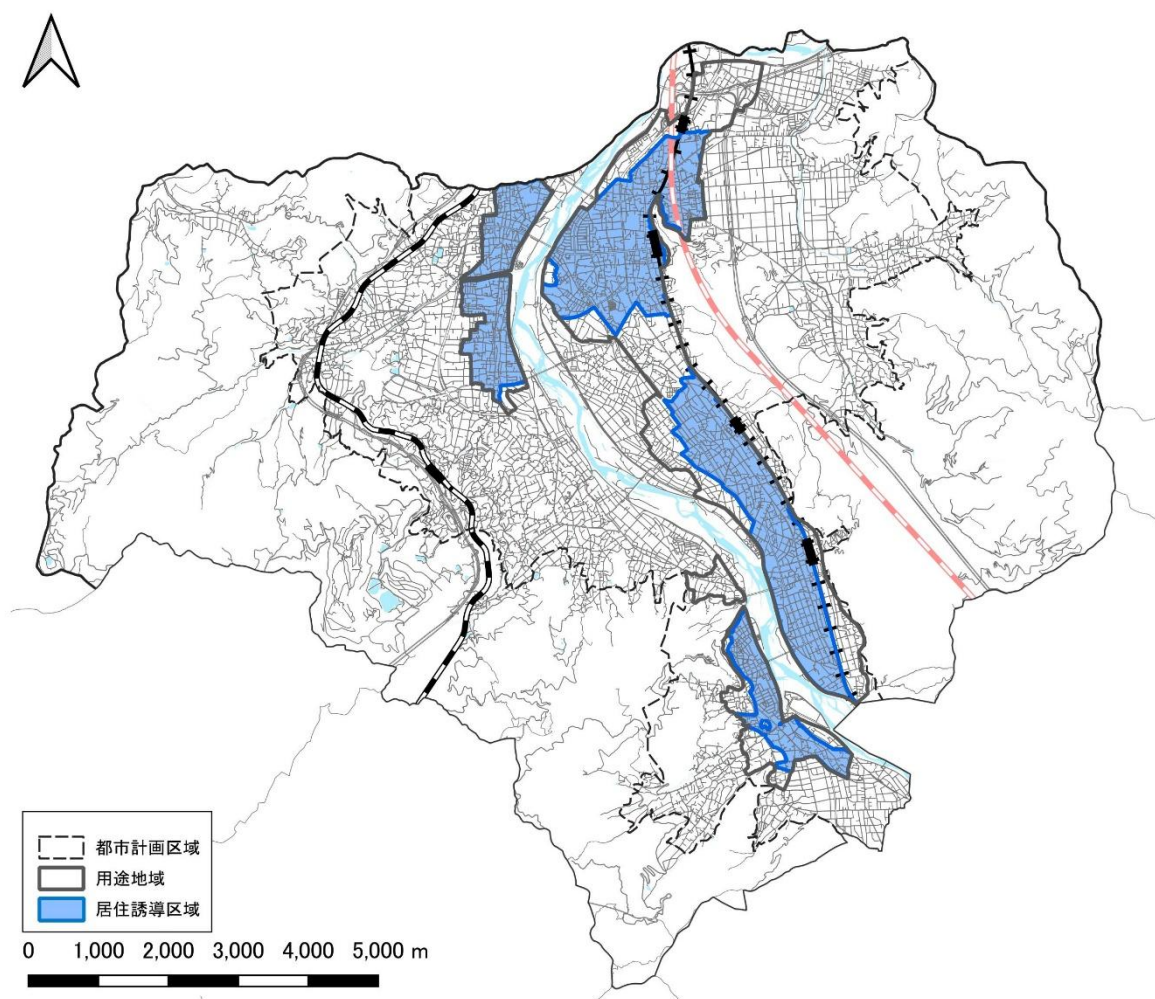


図 居住誘導区域《全体図》（再掲）

1.1. 居住誘導区域詳細①

屋代駅周辺の居住誘導区域を下記に示します。

居住誘導区域

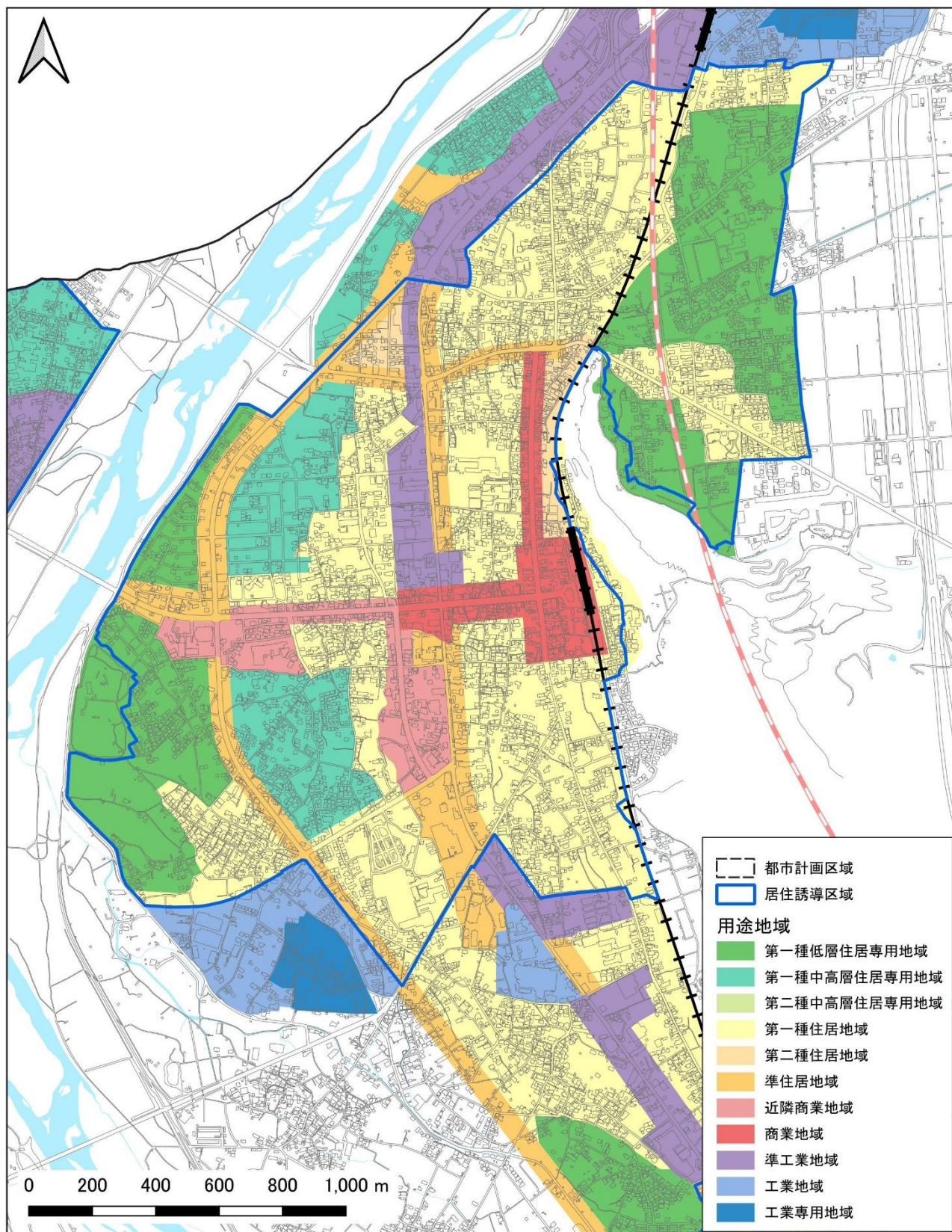


図 居住誘導区域<<屋代駅周辺>>

1.2. 居住誘導区域詳細②

稲荷山・八幡地区の居住誘導区域を下記に示します。

 居住誘導区域

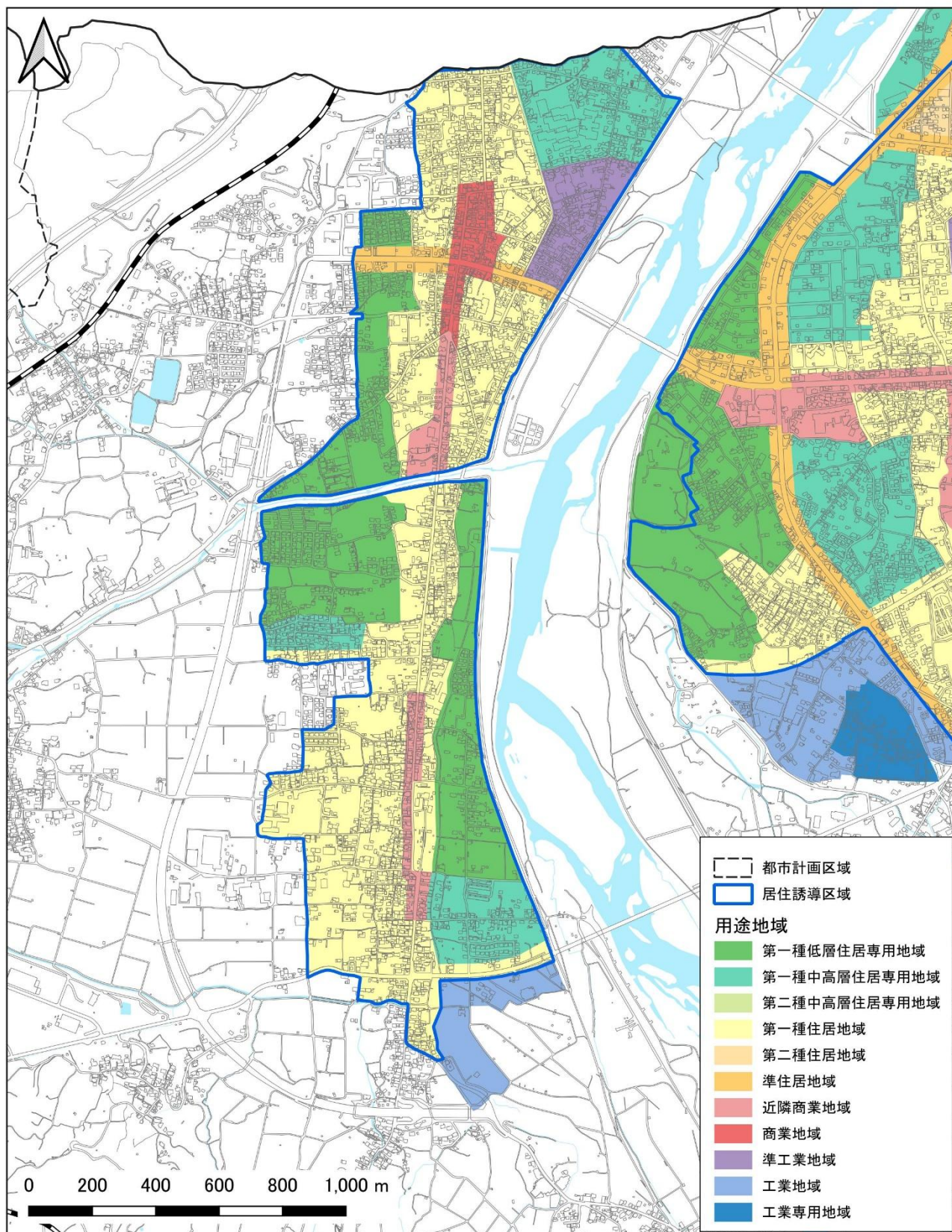


図 居住誘導区域<<稲荷山・八幡地区>>

1.3. 居住誘導区域詳細③

稲荷山・八幡地区の居住誘導区域を下記に示します。

 居住誘導区域

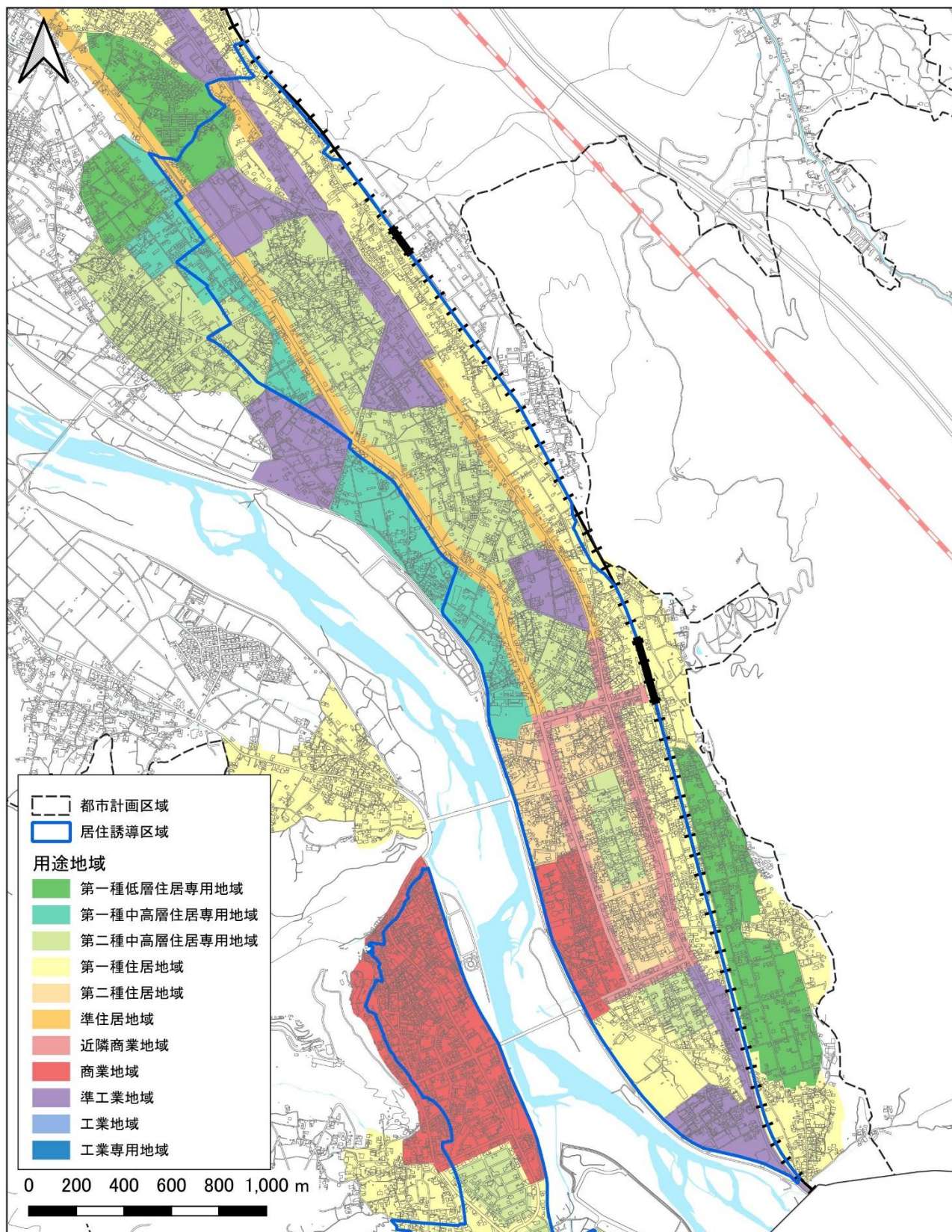


図 居住誘導区域<<千曲駅周辺から戸倉駅周辺>>

1.4. 居住誘導区域詳細④

戸倉・上山田温泉地区の居住誘導区域を下記に示します。

 居住誘導区域

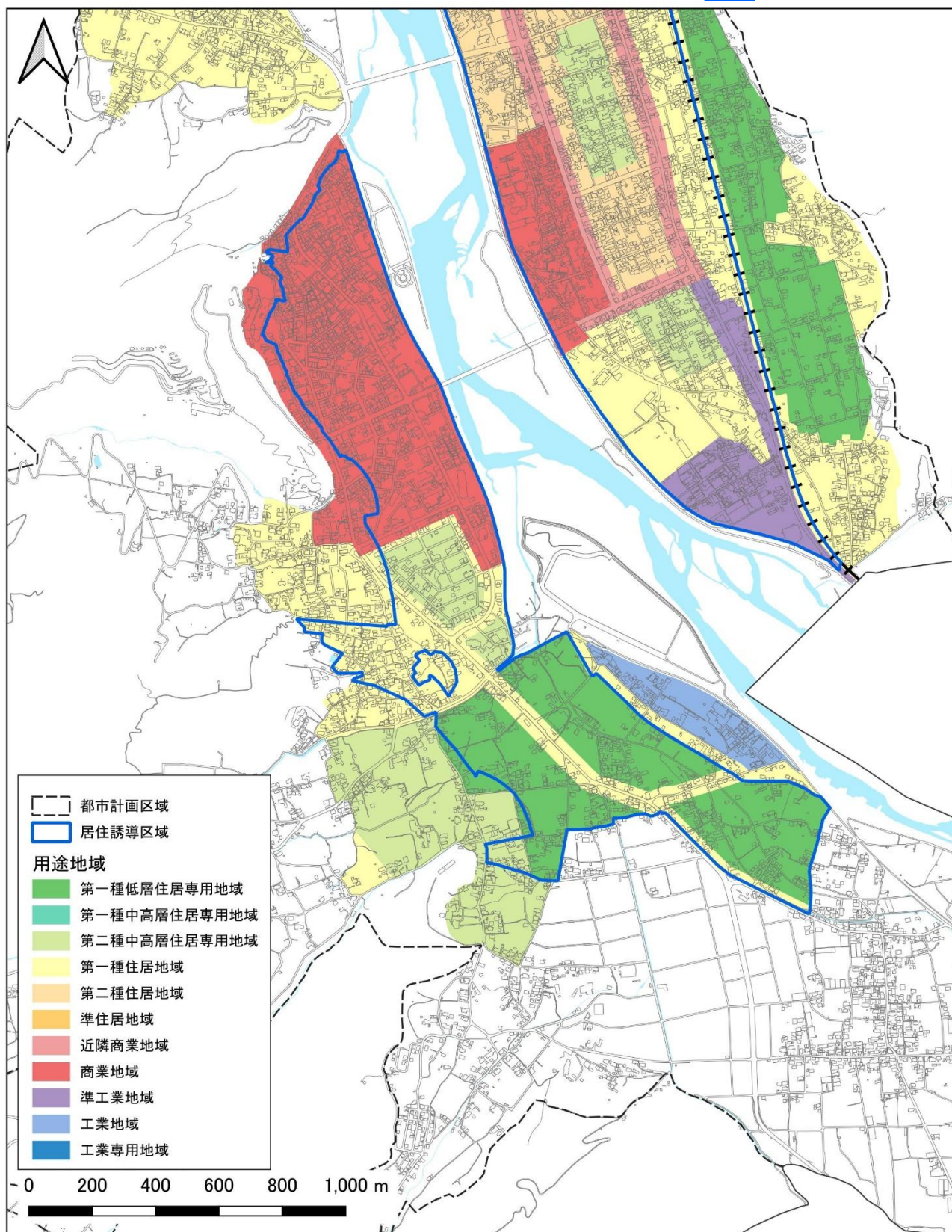
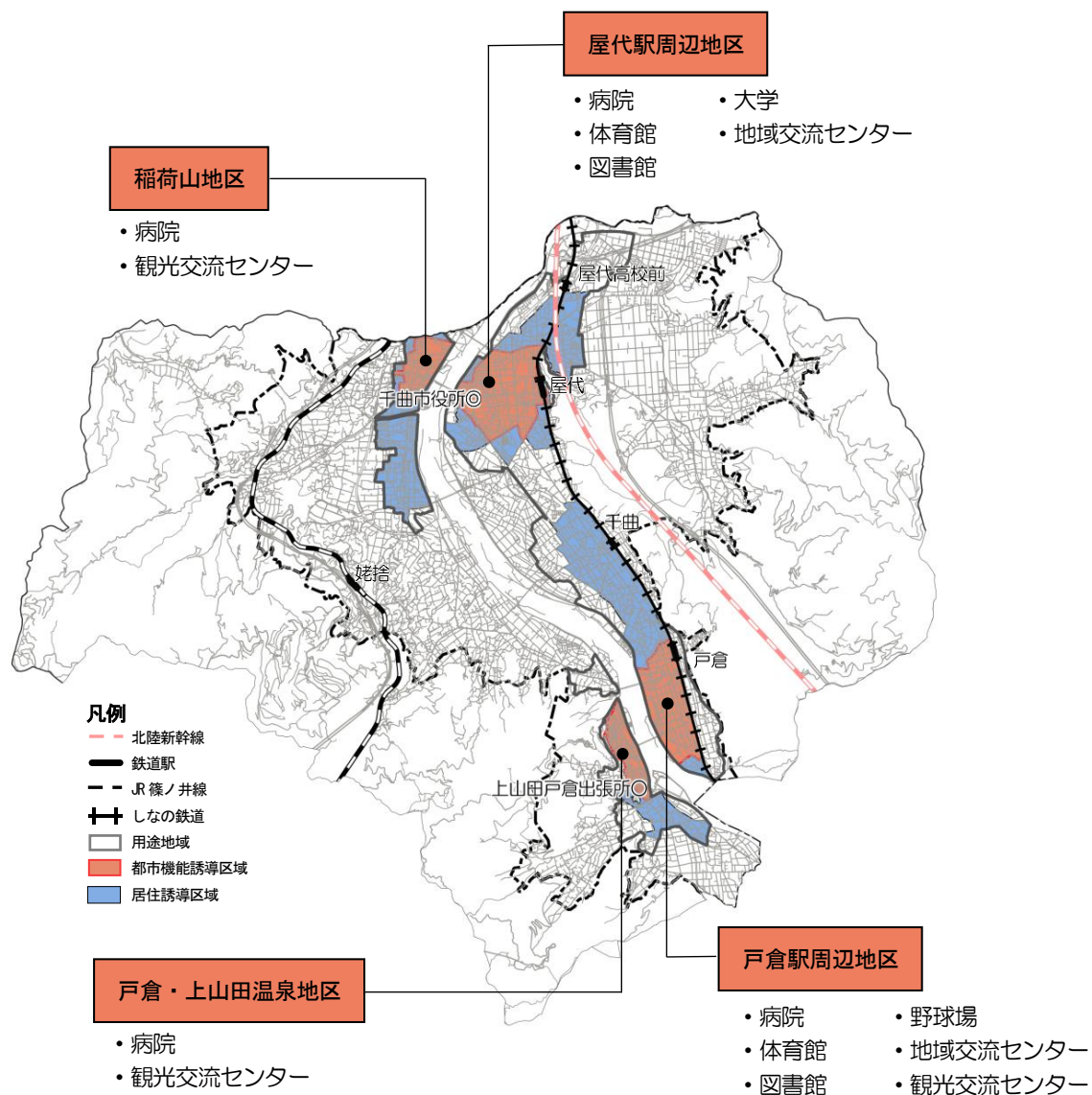


図 居住誘導区域《戸倉・上山田温泉地区》

2. 都市機能誘導区域<全体図>



2. 1. 都市機能誘導区域<屋代駅周辺地区>

屋代駅周辺地区の都市機能誘導区域を以下に示します。

都市機能誘導区域

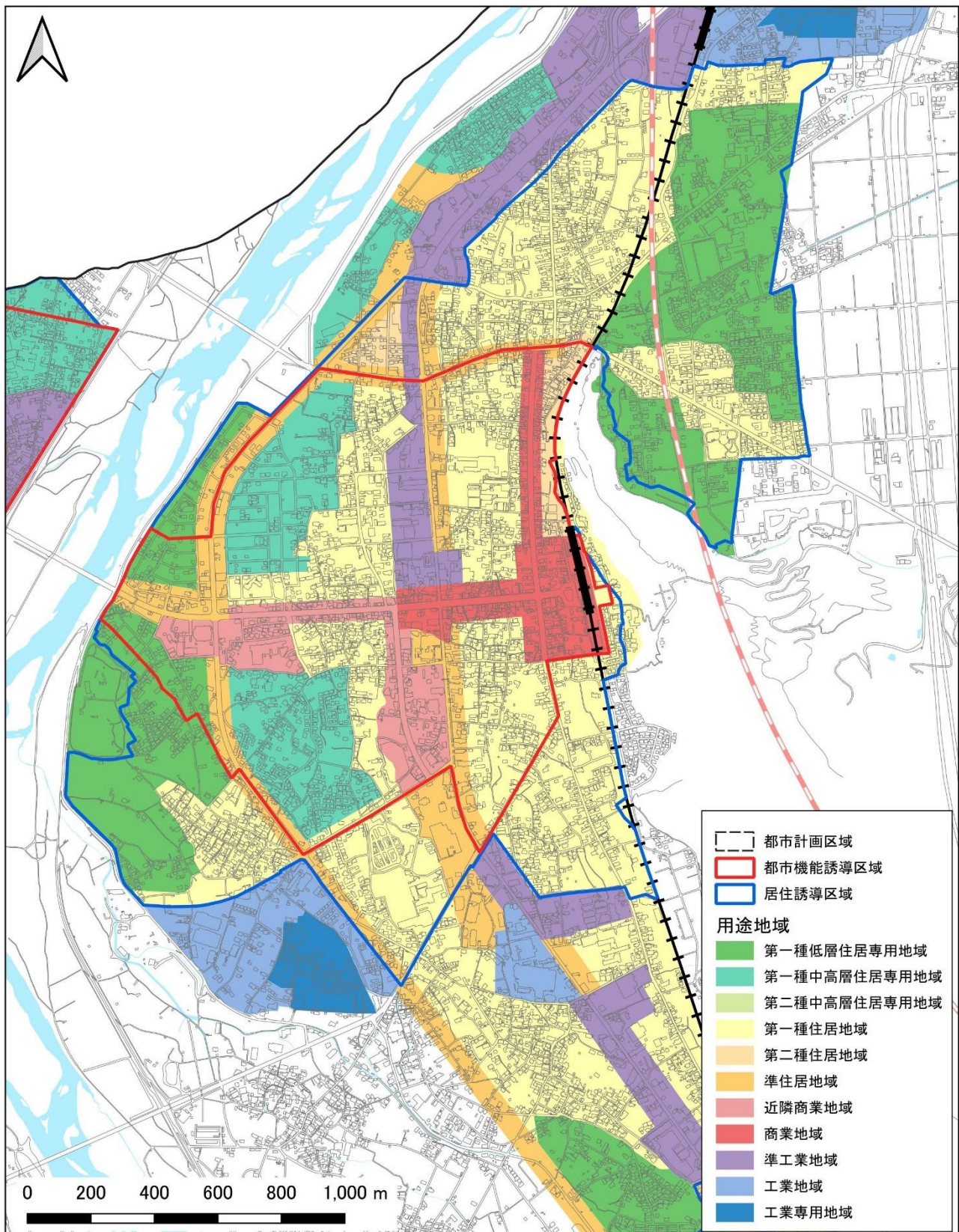


図 都市機能誘導区域<屋代駅周辺地区>

2. 2. 都市機能誘導区域<稲荷山地区>

稲荷山地区の都市機能誘導区域を下記に示します。

都市機能誘導区域

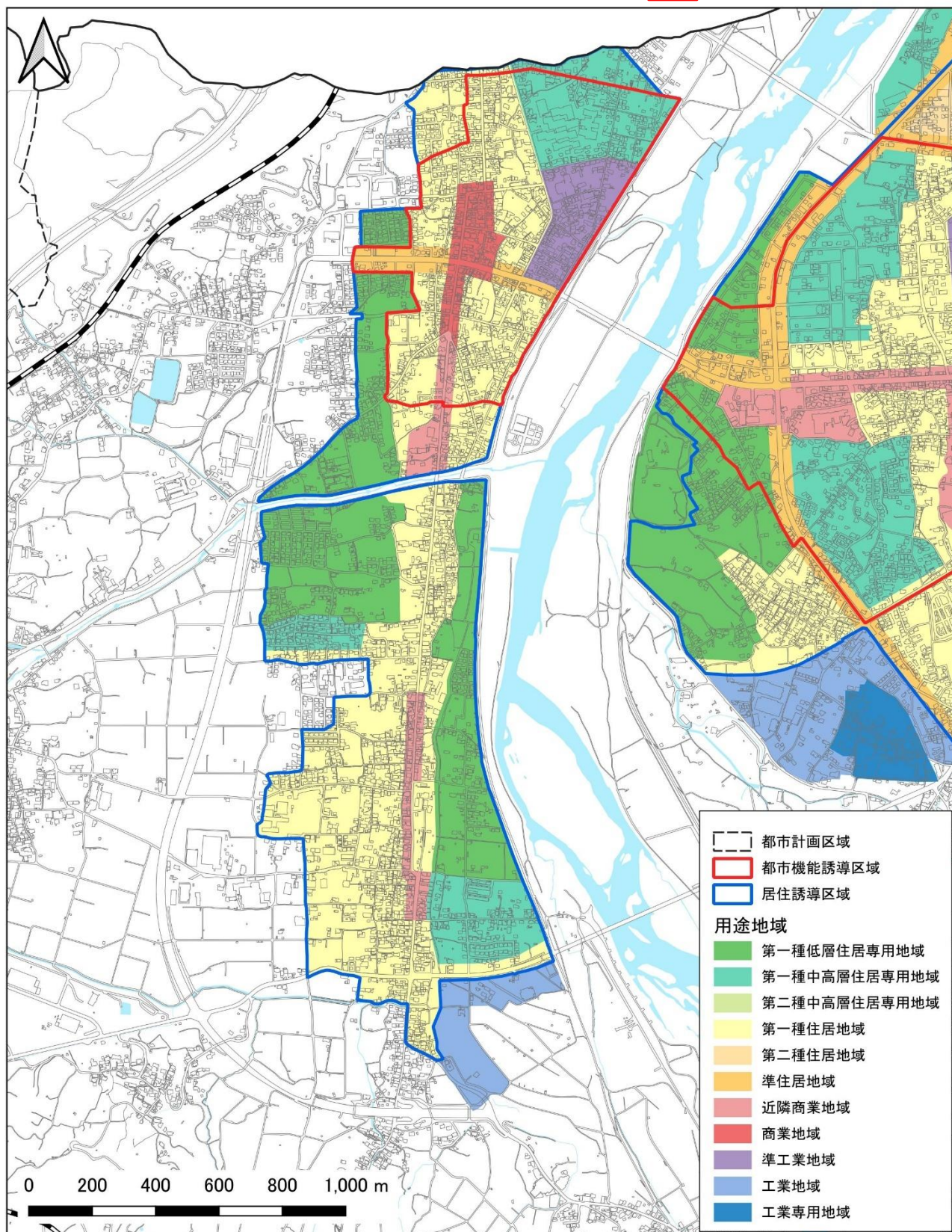


図 都市機能誘導区域<稲荷山地区>

2. 3. 都市機能誘導区域<戸倉駅周辺地区>

戸倉駅周辺地区の都市機能誘導区域を以下に示します。

都市機能誘導区域

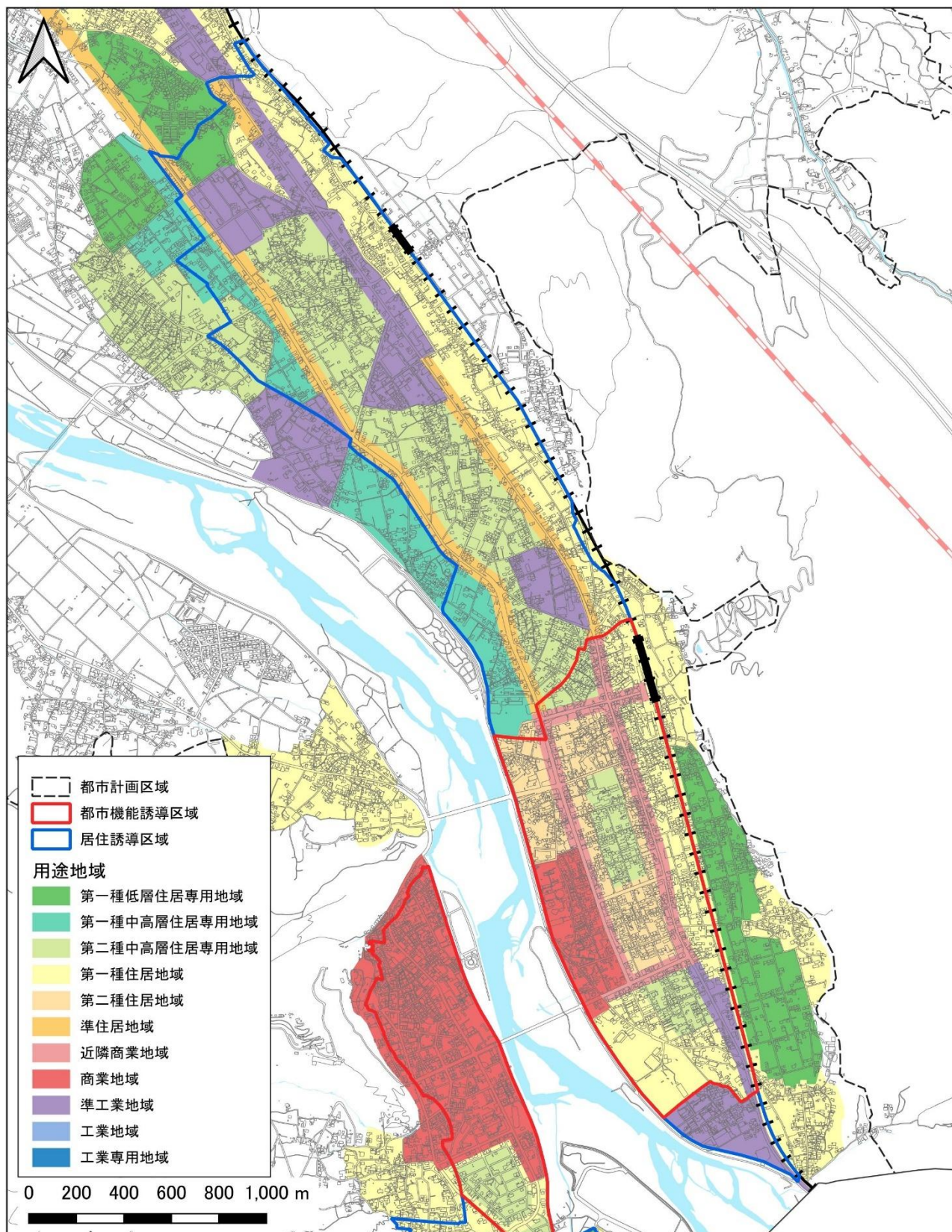


図 都市機能誘導区域<戸倉駅周辺地区>

2. 4. 都市機能誘導区域《戸倉・上山田温泉地区》

戸倉・上山田温泉地区の都市機能誘導区域を以下に示します。

都市機能誘導区域

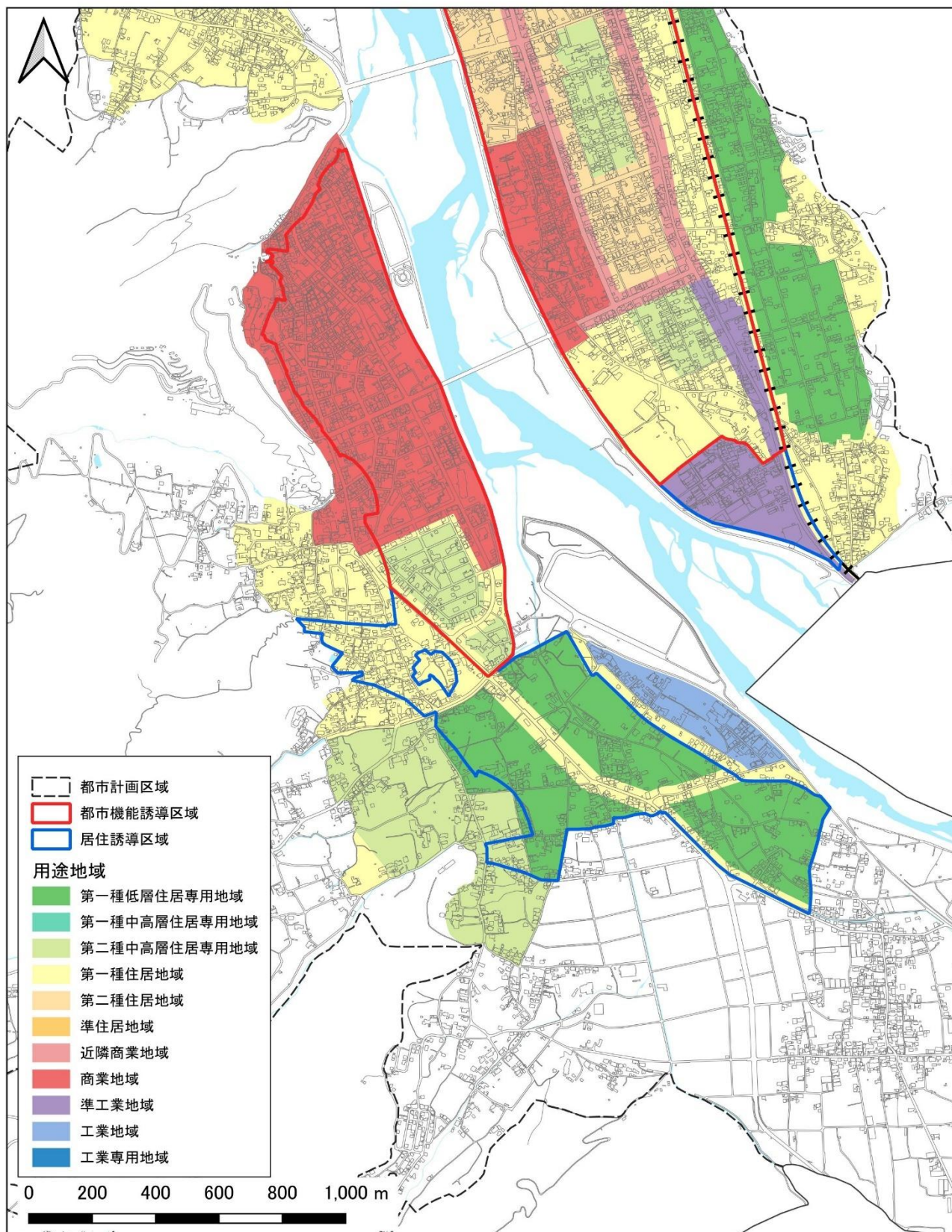


図 都市機能誘導区域 《戸倉・上山田温泉地区》

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 千曲市長

○届出者が個人の場合は、住所・氏名を記載
○届出者が法人の場合は、法人の住所・名称・代表者氏名を記載
○複数の個人・法人で行う場合は、それぞれについて記載
(行の追加や別紙も可)

届出者

住 所 千曲市〇〇〇〇〇〇
株式会社 〇〇〇〇〇
氏 名 代表者名

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	千曲市〇〇〇〇〇〇
	2 開発区域の面積	〇〇〇〇 平方メートル
	3 住宅等の用途	戸建て住宅 〇〇戸
	4 工事の着手予定年月日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
	5 工事の完了予定年月日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
	6 その他必要な事項	(住宅区画数) (連絡先)

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、 住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 いずれかを選択 } について、下記により届け出ます。 令和 ○○年○○月○○日 (宛先) 千曲市長 ○届出者が個人の場合は、住所・氏名を記載 ○届出者が法人の場合は、法人の住所・名称・代表者氏名を記載 ○複数の個人・法人で行う場合は、それぞれについて記載 (行の追加や別紙も可) 届出者 住 所 千曲市○○○○○○○ 株式会社 ○○○○○ 氏 名 代表者名	
1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	住所：千曲市○○○○○○○○○ 地目：宅地 面積：○○㎡
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	住宅等の用途：共同住宅（アパート） 戸数：○○戸
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	建築物の用途：○○ 戸数：○○戸
4 その他必要な事項	(着手予定年月日～完了予定年月日) 令和○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日 (戸数) ○○戸 (連絡先) ○○○-○○○○-○○○○

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

行為の変更届出書

年 月 日

(宛先) 千曲市長

○届出者が個人の場合は、住所・氏名を記載
 ○届出者が法人の場合は、法人の住所・名称・代表者氏名を記載
 ○複数の個人・法人で行う場合は、それぞれについて記載
 （行の追加や別紙も可）

届出者

住 所 千曲市〇〇〇〇〇〇
 株式会社 〇〇〇〇〇
 氏 名 代表者名

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 変更の内容
 記載例) ・用途の変更
 変更前：戸建て住宅 → 変更後：共同住宅
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 千曲市長

○届出者が個人の場合は、住所・氏名を記載
○届出者が法人の場合は、法人の住所・名称・代表者氏名を記載
○複数の個人・法人で行う場合は、それぞれについて記載
(行の追加や別紙も可)

届出者

住 所 千曲市〇〇〇〇〇〇
株式会社 〇〇〇〇〇
氏 名 代表者名

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	千曲市〇〇〇〇〇〇〇〇
	2 開発区域の面積	〇〇〇〇 平方メートル
	3 建築物の用途	体育館 ※延床面積 3,000 m ² 以上
	4 工事の着手予定年月日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
	5 工事の完了予定年月日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
	6 その他必要な事項	

○誘導施設と分かるように記載

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、

いずれかを選択

誘導施設を有する建築物の新築

建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為

建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

令和 〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 千曲市長

〇届出者が個人の場合は、住所・氏名を記載

〇届出者が法人の場合は、法人の住所・名称・代表者氏名を記載

〇複数の個人・法人で行う場合は、それぞれについて記載
(行の追加や別紙も可)

届出者

住所

千曲市〇〇〇〇〇〇

株式会社 〇〇〇〇〇

氏名

代表者名

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番	千曲市〇〇〇〇〇〇
	地目	宅地
	面積	〇〇㎡
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	体育館 ※延床面積 3,000 ㎡以上 〇誘導施設と分かるように記載	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	体育館	
4 その他必要な事項	(着手予定年月日～完了予定年月日) 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日 (連絡先) 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

27

行為の変更届出書

令和 ○○年○○月○○日

(宛先) 千曲市長

○届出者が個人の場合は、住所・氏名を記載
 ○届出者が法人の場合は、法人の住所・名称・代表者氏名を記載
 ○複数の個人・法人で行う場合は、それぞれについて記載（行の追加や別紙も可）

届出者

住 所 千曲市○○○○○○
 株式会社 ○○○○○
 氏 名 代表者名

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日

令和 ○○年○○月○○日

2 変更の内容

記載例) ・体育館の床面積の変更

変更前：○○㎡ → 変更後：○○㎡

3 変更部分に係る行為の着手予定日

令和○○年○○月○○日

4 変更部分に係る行為の完了予定日

令和○○年○○月○○日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

誘導施設の休廃止届出書

令和 ○○年○○月○○日

(宛先) 千曲市長

届出者 住 所 千曲市○○○○○○○
株式会社 ○○○○○
氏 名 代表者名

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

○届出者が個人の場合は、住所・氏名を記載
○届出者が法人の場合は、法人の住所・名称・代表者氏名を記載
○複数の個人・法人で行う場合は、それぞれについて記載（行の追加や別紙も可）

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

(名称) ○○○○○○
(用途) ○○○○○○
(所在地) ○○○○○○

2 休止（廃止）しようとする年月日

令和 ○○年 ○○月 ○○日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

令和 ○○年 ○○月 ○○日まで

4 休止（廃止）に伴う措置

(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

記載例) 体育館（床面積○○○○㎡）

○誘導施設に該当しない用途での使用がある場合はその旨を記載

(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

記載例) 建物はそのまま、取壊し等

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。